

## 名古屋港水族館法人サポーター会員制度規約

### (目的)

この規約は、公益財団法人名古屋みなと振興財団（以下「本財団」という。）が、名古屋港水族館法人サポーター会員を募り、会員向けの事業を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第1条 本制度は、名古屋港水族館法人サポーター会員制度と称する。

### (会員)

第2条 本制度の会員となる者は、名古屋港水族館の活動に賛同し円滑な事業の実施に協力するものとし、本規約の内容を承諾した上で入会登録手続きを行った法人又は団体あるいは個人事業主（以下「法人等」という。）のうち、本財団が入会を承認した者（以下、「法人サポーター会員」という。）とする。

2 法人等又は法人サポーター会員が、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、入会を拒否又は退会を求めることができるものとする。

(1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 射幸心をあおるもの

(4) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(5) 前号に該当しないものにおいても、社会問題をおこしている事業者

(6) 暴力団の利益になると認められるもの

(7) その他各種法令に違反しているもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、本財団が法人サポーター会員として適当でないと判断した業種又は事業者

### (会費)

第3条 会費は、名古屋港水族館における生物の保護に関すること、研究活動及び教育普及活動等に充当する。なお、当該会費は本制度の運営費用に充てることができるものとする。

2 法人サポーター会員は、会費として1口100,000円、1口以上（整数倍）を納入するものとする。

### (会員期間)

第4条 入会初年の会員期間は、入会登録が完了した日（第5条第3項）から11か月後の末日までとする。

2 更新を希望し、本財団が更新を認めるとき（第5条第4項）の会員期間は、期間満了の翌日から1年間とする。ただし、会費の納入が遅れる等した場合の会員特典（第6条）及び視察入館（第7条）の適用は、会費の納入が確認できた日からの残存期間とする。

(入会・更新手続き)

第5条 入会しようとする者は、法人サポーター会員 WEB システム（以下、「会員 WEB システム」という。）にて入会登録手続きを行うものとし、本財団の承認を受けなければならない。

2 入会が承認された者は、本財団が指定する期日までに、会費（第3条第2項）を納入しなければならない。

3 本財団が会費納入の確認ができたときに入会登録手続きが完了したこととなり、本財団は法人サポーター会員に対して、会員 WEB システムで使用する会員用 ID 及びログインパスワードを発行するものとする。

(1) 会員用 ID 及びログインパスワードは、その法人サポーター会員のみが利用できるものとし、法人サポーター会員はそれらを適切に管理しなければならない。また、第三者への譲渡、承継、貸与、開示又は漏洩をしてはならないものとする。

(2) 会員用 ID 及びログインパスワードの使用上の過失、第三者の不正使用等による損害について、本財団は責任を負わないものとする。

4 法人サポーター会員が会員期間の更新を希望し、本財団が更新を認めるときは、会員 WEB システムにて更新手続きを行うものとし、更新後の会費は、本財団が指定する期日までに納入しなければならない。

5 会員 WEB システムに登録された入会情報の全部又は一部に変更が生じた法人サポーター会員は、遅滞なく変更内容を届け出るものとする。なお、変更の届け出がなかった場合は、既に登録されている情報に基づく本財団の処理は有効なものとし、この場合に生じた損害について本財団は責任を負わないものとする。

(会員特典)

第6条 法人サポーター会員は、会員期間内に限り次に掲げる特典を有するものとする。

(1) 名古屋港水族館北館入口にある所定の場所に銘板を掲出することができる。

(2) 10口以上の法人サポーター会員は、本財団が掲出を認める名古屋港水族館内の水槽付近に銘板を掲出することができる。

(3) 10口以上の法人サポーター会員は、「名古屋港水族館の営業時間外利用に関する要綱」に規定する営業時間外利用について、1年につき1回に限り（夜間営業期間を除く）、南館2階黒潮大水槽前を利用料免除で利用することができる。

(視察入館)

第7条 法人サポーター会員は、本財団運営施設の利便性の向上や、より質の高いサービスの提供等に資するための助言等を本財団に対して行うことを目的とした視察入館（名古屋港水族館、名古屋海洋博物館、ポートビル展望室、南極観測船ふじ）をすることができる。視察入館の方法は、次に掲げるいずれかを入会時又は更新時に選択するものとするが、その会員期間中における変更の申し出はできない。

(1) 会員 WEB システムによる事前申請（会費口数1口あたり、1日2名まで）を行う方法。施設の休館日及び本財団が別に指定する繁忙日等を除く。

(2) 事前に受け取る4施設共通大人入館券（会費口数1口あたり年間25枚）を利用する方法。施設の休館日を除く。第2項から第4項までに掲げる事前申請の規定は適用しない。

2 会員 WEB システムによる事前申請は、視察代表者及び随行者で構成する視察者全員の氏名

(名字と名前)を入力するものとする。なお、視察代表となる者は次に掲げるいずれかの者でなければならない。

- (1) 法人サポーター会員である法人等の役員、社員、従業員（以下「社員等」という。）であること。グループ企業を法人等を含める場合は、事前にグループ企業のリストを本財団に提出すること。なお、入力の際は氏名に続きグループ企業であることも入力すること。
  - (2) 社員等の配偶者及び一親等以内の家族（以下「社員等の家族」という。）であること。なお、入力の際は氏名に続き社員等との続柄も入力すること。
- 3 視察代表者は、次に掲げる本人確認証を施設入口スタッフに提示するものとする。なお、視察入館当日は、視察代表者をはじめ視察者全員が揃って入館しなければならない。

- (1) 社員等に該当（前項第1号）…団体名及び氏名を確認できる社員証、名刺、ネームプレート等
- (2) 社員等の家族に該当（前項第2号）…氏名を確認できる保険証、免許証、学生証等

4 視察代表者及び随行者に変更が生じた場合は、視察入館時までに変更入力をしなければならない。ただし、次に掲げる視察代表者に変更が生じる場合については、適切な入力が既にされており、視察入館時の本人確認ができるときに限り変更入力を要しない。

- (1) 入力済みの視察者に含まれている社員等を視察代表者とするとき
- (2) 入力済みの視察者に含まれている社員等の家族を視察代表者とするときで、氏名に続き社員等との続柄が既に入力されているとき

(退会・除名)

第8条 法人サポーター会員が退会しようとするときは、本財団に通知し退会手続きを行うものとする。

- 2 会員期間を更新する法人サポーター会員が、期間満了の翌日から3か月を超えて会費の納入をしないときは、本制度を退会したものとみなす。
- 3 本財団が、法人サポーター会員に、会員を継続できない事由が発生したと判断したとき、又は本規約第2条第2項に掲げる事由に該当したと判断したときは、法人サポーター会員を除名することができる。

(免責事項)

第9条 本財団又は本制度における事業の中断、運営の変更・停止又は廃止、本規約の改正等によって、法人サポーター会員に損害が生じても本財団はその責任を負わないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第10条 本財団は、法人サポーター会員に関して知り得た個人情報を、次に掲げる場合に限り第三者に対して開示、提供できるものとする。

- (1) 法人サポーター会員の同意がある場合
- (2) 裁判所の令状に基づき開示を求められた場合
- (3) 個人情報の保護に関する法律及びその他の法令に基づく場合

(その他)

第11条 本規約に定めのない事項であつて必要な事項は、本財団理事長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項に規定する視察入館の方法の選択は、第4条第2項に規定する会員期間の更新日が令和6年4月1日前の場合に限り、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 規約第7条第2項に規定する視察入館の事前申請及び同条第3項に規定する視察入館時の本人確認は、会員証の有効期限までは、従前の例により、会員証の提示により確認が行われたとみなし、視察入館できるものとする。

3 規約第5条第4項の会員期間の更新手続きの規定は、会員WEBシステムが完成する（令和6年4月頃予定）までは、従前の例により、法人サポーター会員期間満了の1か月前までに脱退の申し出がなく、本財団が更新を認めるときは、本財団から更新の案内を行うものとする。ただし、この場合において会員証は発行しない。